

○南空知公衆衛生組合職員の給与の支給に関する規則

〔平成3年12月24日〕
規則第2号

改正 平成 5年12月22日規則第3号 平成 6年 4月 1日規則第1号
平成 7年 3月31日規則第2号 平成14年 2月28日規則第1号
平成14年11月29日規則第2号 平成19年 1月12日規則第2号
平成24年12月27日規則第1号 平成27年 8月31日規則第1号
平成31年 3月25日規則第1号 令和 4年10月 1日規則第5号
令和 4年11月30日規則第5号 令和 5年 3月27日規則第8号
令和 5年11月30日規則第9号

（目的）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号。以下「給与条例」という。）に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（給料の支給日）

第2条 給与条例第5条に定める給料の支給日は毎月21日とする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日にあたる時は、その日前においてその日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

2 特別の事情により前項の規定により難しい場合には、別に給料の支給日を定める。

第3条 給与期間中給料の支給日後において新たに職員となった者及び給与期間中給料の支給日前において退職し、又は死亡した職員にはその際給料を支給する。

2 休職（給与条例第8条第1項の規定により給与の全額を支給される場合を除く。以下同じ。）、停職又は無給休暇中にある職員が給料の支給日後に職務に復帰した場合は、その給与期間中の給料（休職の場合は休職給と本来の給料との差額）をその際支給する。

（休職その他の場合における給料の日割計算）

第4条 職員が休職を命ぜられ、停職処分を受け、若しくは無給休暇を与えられた場合、又は休職、停職若しくは無給休暇の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間中の給料は日割計算により支給する。

（扶養手当の支給）

第5条 給与条例第10条第1項の規定による届出は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 給与条例第10条第1項第1号の規定による届出（別記第1号様式の扶養親族認定申請書）
- (2) 給与条例第10条第1項第2号の規定による届出（別記第2号様式の扶養親族喪失届書）

第6条 任命権者が職員から前条第1号の届出を受けたときは記載の扶養親族が給与条例第9条に定める要件を備えているかどうかを確かめて認定しなければならない。

2 任命権者は次に掲げる者を扶養親族とすることができない。

- (1) 民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けている者
- (2) その者の勤労所得、資産所得、事業所得その他これらに準ずる所得の合計額が年額130万円以上の恒常的な所得があると認められる者
- (3) 心身に著しい障害がある者にあつては、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

3 職員が他の者と共同して同一人を扶養する場合には、その職員が主たる扶養者である場合に限り、その者の扶養親族として認定することができる。

4 任命権者は第1項から前項までの認定を行うとき及びその他必要と認めるときは、扶養の事実を証明するに足る証拠書類の提出を求めることができる。

第7条 扶養手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

（時間外勤務手当等の支給）

第8条 時間外勤務手当及び休日給（以下「時間外勤務手当等」という。）は、時間外勤務及び休日勤務を命ぜられた職員に対しその実際に勤務した時間について支給する。

2 給与条例第13条の規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

- (1) 給与条例第13条第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 給与条例第13条第2号に掲げる勤務 100分の135
- (3) 給与条例第13条第2項に掲げる勤務 100分の025

3 給与条例第14条の規則で定める割合は、100分の135とする。

（出張中の時間外勤務手当等）

第9条 公務により出張中の職員に対しては、出張目的地において給与条例第13条又は第14条の規定に基づく勤務に服することをあらかじめ指示して出張を命じた

場合のほか時間外勤務手当等は支給しない。

（休日給を支給される日）

第10条 給与条例第14条第2項後段に規定する規則で定める日は、次の各号に掲げる日とする。

(1) 12月31日、1月2日（月曜日に当たる場合を除く。）及び同月3日から同月5日までの日

(2) 国、道及び町の行事の行われる日等で組合長が指定する日
（時間計算）

第11条 時間外勤務手当等の支給の基礎となる勤務時間数は、給料の計算期間内において勤務した時間外勤務、休日勤務（前条に定める日の勤務を含む。）ごとの時間数（時間外勤務手当のうち支給割合を異にする部分があるときはその異にする部分毎に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合は1時間未満の端数を生じた場合においては、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

（時間外勤務手当等の支給日）

第12条 時間外勤務手当等は、毎月の分を次の給料の支給日までに支給しなければならない。但し、特別の事由によりその日に支給することのできないときはその日後において支給することができる。

（時間外勤務手当等の支給方法）

第13条 前5条に定めるもののほか、時間外勤務手当等の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

（期末手当の支給を受ける職員）

第14条 給与条例第16条の規定により期末手当の支給を受ける職員は、同条に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与条例第16条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

(1) 無給休職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第2項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち給与の支給を受けていない職員をいう。）

(2) 刑事休職者（法第28条第2項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（法第29条の規定により停職されている職員をいう。）

(4) 非常勤職員

(5) 臨時職員（法第22条第5項の規定により臨時的に任用された職員をいう。）

- (6) 専従休職者(法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員をいう。)
- (7) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、南空知公衆衛生組合職員の育児休業等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「育児休業条例」という。）第5条の2第1項に規定する職員以外の職員

第15条 基準日前1箇月以内に退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員でその退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者には期末手当は支給しない。

第16条 給与条例第16条第4項(給与条例第16条の4第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して行政職給料表(一)の適用を受ける主任以上の職にある職員でその職務の級が4級以上である職員に相当する職員は別表第1の職員欄に掲げる職員(行政職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。)のうち主任以上の職にある職員とする。

(支給区分)

第17条 給与条例第16条第4項のその者の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分は、別表第1の職務の級の区分に応じて同表の支給区分欄に掲げる区分とする。

(支給割合)

第18条 給与条例第16条第4項の規則で定める割合は、支給区分Ⅰに属する職員にあつては100分の15、支給区分Ⅱに属する職員にあつては100分の10、支給区分Ⅲに属する職員にあつては100分の5とする。

(期末手当に係る在職期間)

第19条 給与条例第16条第2項に規定する在職期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第14条第3号から第6号までに掲げる職員として在職した期間については、その全期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業(次に掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間
 - ア 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1箇月以下である育児休業

(3) 休職されている期間については、その2分の1の期間

(一時差止処分に係る在職期間)

3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が割愛または協定等により、給与条例の適用を受ける職員となった場合は、第1項に規定する在職期間に、その期間内においてそれらの者として在職した期間を算入する。

(1) 国家公務員(これに準ずる者を含む。)で任命権者の認める者

(2) 地方公務員(これに準ずる者を含む。)で任命権者の認める者

第19条の2 給与条例第16条の2及び第16条の3(これらの規定を給与条例第8条第6項及び第16条の4第5項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間は、職員として在職した期間とする。

(一時差止処分の手続)

第19条の3 組合長(その委任を受けた者含む。次条、第16条の5、第16条の7及び第16条の8において同じ。)は、給与条例第16条の3第1項(給与条例第8条第6項及び第16条の4第5項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分(以下「一時差止処分」という。)を行おうとする場合は、あらかじめ、公平委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの申立ての手続等)

第19条の4 給与条例第16条の3第4項(給与条例第8条第6項及び第16条の4第5項において準用する場合を含む。)の規定による一時差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面で、組合長に対して行わなければならない。

2 組合長は、前項の申立てがなされた場合には、速やかに、その取扱について公平委員会に協議しなければならない。

(一時差止処分の取消しの通知)

第19条の5 組合長は、一時差止処分を取り消した場合は、当該一時差止処分を受けた者及び公平委員会に対し、速やかに、理由を付してその旨を書面で通知しなければならない。

(不服申立ての教示)

第19条の6 給与条例第16条の3第7項(給与条例第8条第6項及び第16条の4第5項において準用する場合を含む。)に規定する説明書(次条において「処分説

明書」という。)には、一時差止処分について、組合長に対して不服申立てをすることができる旨及び不服申立期間を記載しなければならない。

(処分説明書の写しの提出)

第19条の7 組合長は、一時差止処分を行った場合は、処分説明書の写し一通を公平委員会に提出しなければならない。

(勤勉手当の支給を受ける職員)

第20条 給与条例第16条の4第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定する基準日に在職する職員（給与条例第16条の4第5項において準用する給与条例第16条の2各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者（ただし、公務傷病等による休職者を除く。）
- (2) 第14条第3号から第6号までのいずれかに該当する者
- (3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業条例第5条の2第2項に規定する職員以外の職員

第21条 基準日前1月以内に退職し、若しくはその職を失い、又は死亡した職員でその退職し、若しくはその職を失い又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する職員であった者には、勤勉手当は支給しない。

(勤勉手当の支給割合)

第21条の2 給与条例第16条の4第2項に規定する勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤務期間による割合（同条において「期間率」という。）に第23条の2に規定する職員の勤務成績による割合（同条において「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第22条 期間率は、基準日以前6箇月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、別表第2に定める割合とする。

(勤勉手当に係る勤務期間)

第23条 前条に規定する勤務期間は、給与条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 休職にされていた期間
- (2) 第14条第3号から第6号までに掲げる職員として在職した期間
- (3) 育児休業法第2条の規定により、育児休業(第16条第2項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。)をしている職員として在職した期間

- (4) 給与条例第12条の規定により給与を減額された期間
 - (5) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務若しくは通勤（地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）に起因する場合を除く。）により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (6) 育児休業法第9条第1項の規定による部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間
 - (7) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間
- 3 基準日以前6箇月以内の期間において、次に掲げる者が割愛または協定等により、給与条例の適用を受ける職員となった場合は、第1項に規定する勤務期間に、その期間内においてそれらの者として勤務した期間を算入する。
- (1) 国家公務員(これに準ずる者を含む。)で任命権者の認める者
 - (2) 地方公務員(これに準ずる者を含む。)で任命権者の認める者
(勤勉手当の成績率)

第23条の2 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、組合長が定める。

- (1) 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)以外の職員 100分の205
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 100分の48.75
(期末手当及び勤勉手当の支給日)

第24条 期末手当及び勤勉手当の支給日は、別表第3の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときは同欄に定める日の前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときは同欄に定める日の前日とする。
(端数計算)

第25条 給与条例第16条第2項の期末手当基礎額又は同条例第16条の4第2項前段の勤勉手当基礎額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の給与の支給に関する規則）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。
（条例附則第5項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の特例計算）

2 条例附則第13項の規定により読み替えられた条例附則第5項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等について、同項の規定による給料月額に1円未満の特例があるときは、その特例を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附 則（平成5年12月22日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、平成5年6月1日から適用する。

附 則（平成6年4月1日規則第1号）

この規則は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月31日規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成14年2月28日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年11月29日規則第2号）

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則（平成19年1月12日規則第2号）

（施行期日等）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成24年12月27日規則第1号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年8月31日規則第1号）

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成30年12月14日規則第1号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則（令和4年10月1日規則第5号）

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和4年11月30日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日

から施行する。

附 則（令和5年03月27日規則第8号）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第4条 暫定再任用職員（令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第6条の規定による改正後の南空知公衆衛生組合職員の給与の支給に関する規則第23条の2の規定を適用する。

第5条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第32号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第15条第2項の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第15条第3項

(2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第15条第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第15条第1項

附 則（令和5年11月30日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。